

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第299条の規定を準用し、同法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成31年1月21日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 澤田 貞良

# 平成30年度定期監査等の結果

## 1. 監査の対象

(定期監査)

- ・消防本部総務課

## 2. 監査の期間

平成30年12月11日～平成30年12月25日

## 3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準に基づき、消防本部総務課が所管する平成29年度支払いの特例における会計事務について、関係する帳簿並びに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに所管課である消防本部総務課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

## 4. 指摘及び留意事項

概ね適正に事務が執行されていた。

一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

### (1) 資金前渡の精算処理について

財務規則において、資金前渡職員は支払残金の有無にかかわらず、前渡を受けた資金について、常時の経費に係るものは、資金の交付月の翌月10日までに、随時の経費に係るものは、資金交付の目的完了後5日以内に精算書を作成することが規定されているが、一部でこの期日が守られていない事務処理が見受けられた。資金前渡は公金支出の特例として通常よりも高い管理意識が必要となることから、規則どおりの精算期日となるよう事務処理を改善されたい。

### (2) 根拠法令の準拠について

資金前渡をはじめとする支払いの特例については、関係法令及び財務規則に規定されている範囲で、特に必要なものに限定すべきと考える。したがって、根拠法令を正しく理解し事務を執行する必要がある。起案書において、いくつか根拠法令の誤った理解や記載漏れが見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

### (3) 研修負担金における前金払について

平成29年度における消防学校研修負担金の支出は通常払として処理されていたが、消防学校研修負担金は、支払い期日が受講前となるので、法令に基づき債権者・債務

金額が確定しているものに対し、支払うべき事実の確定前に前金払で支払うことが妥当と考える。したがって、今後は前金払として支出し適正な事務の執行に努められたい。

#### 5. 監査委員意見

地方公共団体の支出は、支払うべき事実が確定した後でなければ支払うことができないのが原則であるが、法令に基づく範囲に限定し、支払いの特例が認められている。したがって、支払いの特例の趣旨を正しく理解し、契約又は債務が効果的に履行されるよう留意することは当然のことと言える。

公金を取り扱う重要な職務である会計事務の中でも、支払いの特例における支出は現金による取り扱いも伴うことから、事務担当職員は常に、高い倫理感と透明性を保つ必要がある。

今後も厳格な管理意識をもって、引き続き適正な会計事務を執行されるよう要望する。